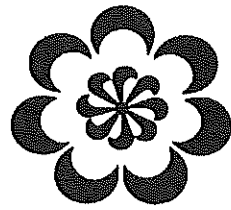


平成31年度

事業計画書



社会福祉法人 永光会

法人本部

1. はじめに

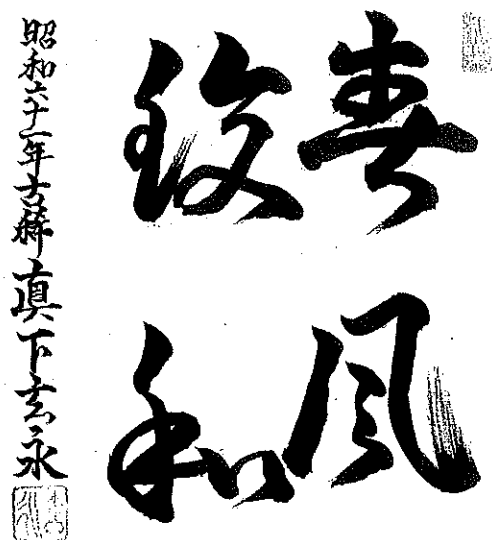
昨年度は、新中期計画（平成30年度～34年度）の初年度であり、計画項目の多少の未達成や遅れがあったものの、ほぼ計画通りに進めることができた。今年度も厳しい財政運営が予想されるが、引き続き、計画が達成できるよう努力したい。

また、介護業界の人材難は、大変厳しい状況であり、サービスの質の維持・向上のためにも、あらゆる方法を駆使し、採用や職員の定着に結び付けたい。具体的には、働き方改革として叫ばれている多様な人材の活用と働き方を進めていく。

また、社会福祉法人として、義務化されている地域における公益的な取組について、更なる検討と主体的な公表が求められている。これを着実に実施し、地域から信頼される法人を目指す。

2. 永光会基本理念

春 風 致 和



（昭和61年、法人認可の年に初代理事長眞下玄永の揮毫）

3. 永光会行動指針

社会福祉法人永光会は、「社会・地域における福祉の充実・発展」に寄与することを使命とし、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努めるとともに、多様な地域課題や福祉需要に柔軟かつ主体的に取り組む公共的・公益的かつ信頼性の高い法人を目指す。

この使命を果たすため、次の行動指針に基づく経営を実践する。

I. 利用者に対する基本姿勢 1. 人権の尊重 2. サービスの質の向上 3. 地域との良好な関係の継続 4. 生活環境・利用環境の向上	III. 福祉人材に対する基本姿勢 7. トータルな人材マネジメントの推進 8. 人材の確保に向けた取組みの強化 9. 人材の定着に向けた取組みの強化 10. 人材の育成のための研修等の強化
II. 社会に対する基本姿勢 5. 地域における公益的な取組の推進 6. 地域の協力を得るための情報発信	IV. マネジメントに対する基本姿勢 11. コンプライアンスの徹底 12. 組織統治（ガバナンス）の確立 13. 健全な財務規律の確立

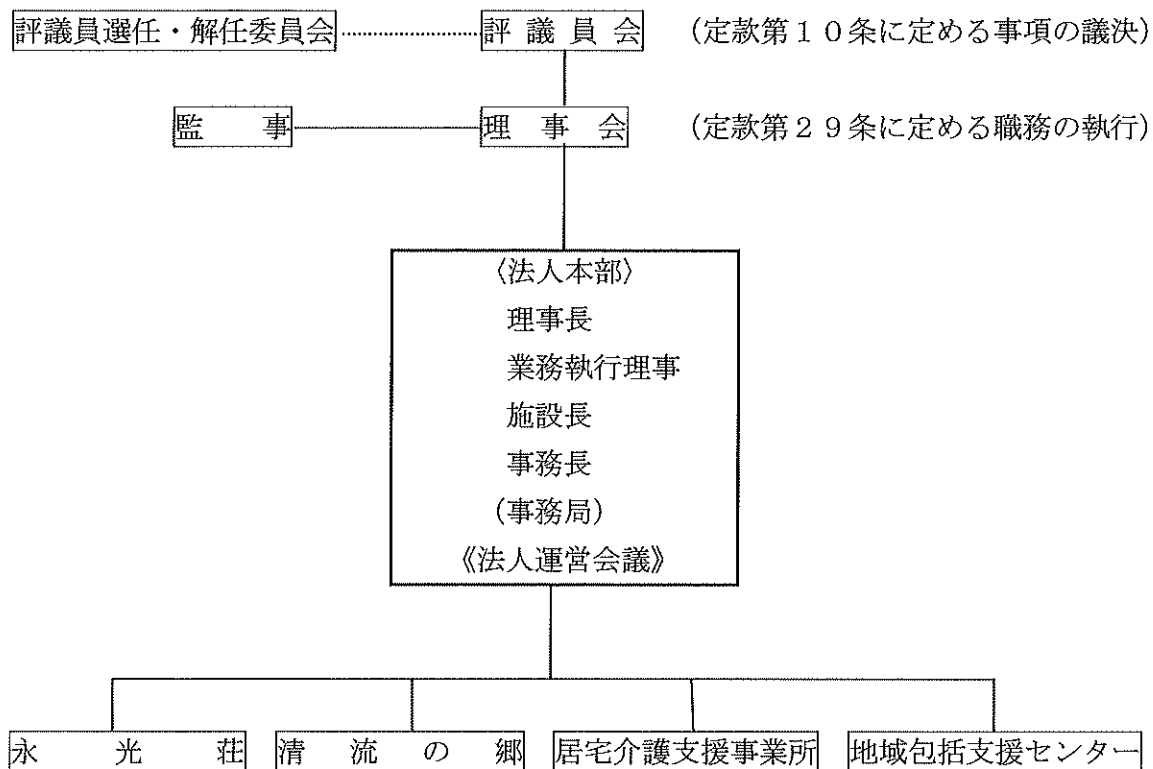
4. 永光会倫理綱領

社会福祉法人永光会は、法人の基本理念に基づき、高い公共性と倫理性に立脚し、利用者はもとより地域社会における福祉充実に主導的に取り組むよう努めるため、ここに倫理綱領を定める。

1. 個の尊厳に基づく利用者の自己決定を最大限尊重し、利用者中心の福祉サービスの提供に努める。
2. 常に公平・公正な法人運営に努め、先駆性・独自性を探求し、地域社会の広範な期待に応える。
3. 法人・施設の総力を挙げて、公益的な取り組みを推進し地域福祉の発展に寄与する。
4. 社会福祉の専門家として、創造性と開拓性を発揮できるよう自己研鑽を積み、資質の向上に努める。
5. プライバシーポリシーに基づき、個人情報の保護および適正な管理を行う。

5. 永光会組織

(1) 法人組織を、以下のとおりとする。



(「永光荘」、「清流の郷」、「居宅介護支援事業所」及び「地域包括支援センター」の組織図は夫々の事業計画書に示す)

6. 法人本部事業

(1) 評議員会および役員会等の運営

永光会運営方針並びに新中期計画に基づく各種事業の執行のため定めに応じ評議員会、役員会等を開催する。

* 評議員会：定時評議員会 平成31年6月

役員（理事及び監事）任期満了につき改選

臨時評議員会 定款第10条に定める事項の発生時

* 役員会 ; 第1回 前年度事業報告、決算報告 平成31年5月

第2回 補正予算編成及び職務執行状況の報告（2回以上）

第4回 次年度事業計画、予算 平成32年3月

* 監事監査；監事報告の作成 平成31年5月

* 評議員選任・解任委員会：開催の必要が生じた時

(2) 法人運営会議の開催

永光荘、清流の郷、居宅支援事業所及び地域包括支援センターの経営に関し、直面する諸課題の具体的な執行推進（1回/月）。

* 理事長、業務執行理事、常勤理事、施設長で構成

1) 法人組織のガバナンスの強化

- ① 理事のうち1名を業務執行理事とし、ガバナンス強化を図る。
- ② 理事（非常勤を含め）の業務分担を決め運営の円滑化を図る。
- ③ 法改正等に準拠した諸規程・規則等の適宜見直し。
- ④ 永光会基本理念・運営方針・倫理綱領・行動規範の徹底。
- ⑤ 新中期計画の遂行及び見直し（平成30年度から5ヶ年）。

2) 事業運営の透明化（広報委員会）

- ① 法人のホームページ、全国社会福祉法人経営者協議会及び独立行政法人福祉医療機構の電子開示システムを活用した法人情報や財務諸表等の積極開示並びに広報誌による地域への情報発信。
- ② スマートホン向けの発信方法（ホームページ含む）の検討及び実施。
- ③ パンフレット類の見直し（平成31年9月）。

3) 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出及び法人財産の管理。
- ② 新中期計画遂行と長期的視野に基づいた財務計画の検討。

③ 社会福祉充実残額の継続算定。

4) 地域における公益的な取組の推進

① 地域包括支援センターの運営継続。

② 福祉有償運送事業の推進。

③ 県災害福祉支援ネットワーク事業への参画。

a 県災害派遣福祉チームへ職員派遣。

b 地域の防災及び発災時の対応構築に参画。

④ 青少年育成事業へ施設ノウハウの提供。

a 中学生の職場体験学習を活用した「認知症サポーター」講習の実施。

b 車いす体験等の実施。

⑤ 渋川市社会福祉法人連絡会による事業への参画。

⑥ 群馬県ふくし総合相談支援事業による「なんでも福祉相談」の継続。

⑦ 高齢者介護サロン（認知症カフェ含む）の実施と参加者ニーズの把握。

5) 人材確保と定着に向けた取組

① いわゆる「働き方改革」として、外国人を含む多様な人材の確保やパートタイム等の多様な働き方の活用により、人材の確保に努める。

a 働きやすい職場環境のPRにより求人者から選ばれる法人をめざす。

b 介護職員養成校からの実習生の積極的な受入れと就職に対する意向確認。

c 外国人留学生のアルバイト受入れと本採用へ向けての養成校との連携。

d 群馬県社会福祉協議会修学資金貸付制度の法人保証の引き受け。

e 永光会OB・OGへの再就職の働きかけや高齢者ボランティア等の受入。

② 人事考課検討委員会における人事考課制度の検討（平成32年度導入）。

③ 介護ロボットや記録等IC化の検討継続。

新中期計画

H30(2018)～34(2022)5カ年

H30(2018)～34(2022)

社会福祉法人 永光会

区分	計画項目	具体的内容	基本姿勢(※)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	備考
本部	人材確保、定着・育成	新卒者・中途者・外国人等積極的な働きかけ	Ⅲ-7	育成校との関係強化	育成校との関係強化	外国人採用				確保策は継続
		①人事考課制度、②人材育成・福利厚生等	Ⅲ-8、9、10	①検討・立上げ②見直し③ハンプ作成	①検討・立上げ②見直し③ハンプ作成	働き方改革推進	①実施	①制度見直し		
	人事、会計管理の統合	採用、異動、会計業務の一元化	Ⅲ-7、Ⅳ-13	一元化準備完了	会計の一本化	人事一元化	ソフト更新			採用、異動は順次
	情報発信、情報公開	①広報、②HP等、③ハンプ	I-3、II-5、6		①広報、②HP等、③ハンプ作成	③ハンプ見直し				情報公開随時
	地域における公益的な取組	県・市社福法人連絡会参画、福祉有償運送	II-5	県・市連絡会参画	県・市連絡会参画	福祉有償運送	法人独自の取組み・拡大			福祉有償運送拡大、継続
	法令遵守、組織統治	定款、規程の管理、県・市実地指導受審	IV-11、12	規程類の棚卸	規程の見直し、実地指導	規程の見直し				評議員会定期・適宜開催
	健全な財務規律の確立	適正な支出管理の確保、法人財産の管理	II-5、IV-13	電子開示実施	財務計画策定	財務計画策定				社会福祉法人実務研修会等参加
	永光荘 施設整備	建築物の見直し、地域密着サービス事業の検討	I-2、4		検討委員会立上げ	⇒検討実施				地域密着については適宜
	清流の郷 施設整備	特養増床、地域密着サービス事業の検討	I-2、4		検討委員会立上げ	⇒検討実施		増床中止		地域密着については適宜
	介護業務省力化	①介護ロボット②記録等IC化	III-9、IV-13					①、②導入		機器の導入等によって業務量
永光荘	評議員・役員等	改選	IV-12	評議員・役員改選	改選	役員改選				評議員・役員改選
	大規模修繕、設備更新・導入	①温冷配膳車更新②浴室の増設・改修 ③ベッド・車いす等備品④ポイラー・地下タンク・受水槽	I-2、4 I-2、4		③、④(受水槽)	①(一次)	①(二次)、②着工	①(三次)		②は、施設整備と連動する ③は、ポイラー・地下タンクの取直し
清流の郷	サービスの質の向上	①運営規程の見直し②第三者評価受審	I-1、2、4		①見直し			①見直し、②受審		マニュアル随時見直し
	大規模修繕、設備更新・導入	①給湯器更新②大形洗濯機、乾燥機更新③浴室改修 ④ペランダ交換・壁補修塗装⑤トイレ中階フロア化	I-2、4 I-2、4			①(一次)、②(一次)	①(二次)、②(二次)、③(二次)	①(三次)③(二次)		
居室	サービスの質の向上	①運営規程の見直し②第三者評価受審	I-1、2、4	②	①見直し			①見直し	②受審	マニュアル随時見直し
	地域包括ケアシステム	①運営規程の見直し②連携体制構築	I-3、II-5	名称変更準備	①見直し②実施			①見直し		ニーズ把握・体制構築
地域包括	運営受託	支援ネットワーク構築	I-3、II-5	委託契約完了	運営開始		契約見直し			支援ネットワーク構築
	①渋川市 ②群馬県	①渋川市高齢者福祉計画 ②群馬県高齢者保健福祉計画			②第7期介護保険事業計画 ③第7期障害者計画			①第8期介護保険事業計画 ②第8期障害者計画		
厚労省	制度見直し				介護報酬改定			介護報酬改定		

※ 基本姿勢とは、下記の永光会行動指針に対応する。

I. 利用者に対する基本姿勢

1. 人権の尊重
2. サービスの質の向上
3. 地域との良好な関係の構築
4. 生活環境・利用環境の向上

II. 社会に対する基本姿勢

5. 地域における公益的な取組の推進
6. 地域の協力を得るための情報発信

III. 福祉人材に対する基本姿勢

7. トータルな人材マネジメントの推進
8. 人材確保に向けた取組みの強化
9. 人材育成に向けた取組みの強化
10. 人材の育成のための研修会等の強化

IV. マネジメントに対する基本姿勢

11. コンプライアンスの徹底
12. 組織統治(ガバナンス)の確立
13. 健全な財務規律の確立